

政令第二百七十一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の

一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。